

飯山市DX推進事業
公開型・統合型GIS構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年（2026年）6月

飯山市 事業戦略課

1 プロポーザルの概要

(1) 業務名

飯山市 DX 推進事業 公開型・統合型 GIS 構築業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

「飯山市 DX 推進事業 公開型・統合型 GIS 構築業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

(4) 提案限度額

本業務の提案実現のための価格の上限は、16,060,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであることを留意されたい。また、令和 9 年度（2027 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 5 年間のシステム利用料及び保守費は、20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2 参加資格

次に掲げるすべての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 飯山市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 1 次審査書類提出期限日において、飯山市の規程に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 過去 5 年間（令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで）に、他自治体において LGWAN-ASP 方式による統合型 GIS 及びインターネットを用いた ASP 方式による公開型 GIS の導入業務の実績を有すること。
- (7) LGWAN-ASP 登録資格（J-LIS：地方公共団体情報システム機構）の認証を取得していること。
- (8) プライバシーマーク及び I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (9) デジタル庁「デジタル地方創生モデル仕様書」に準拠した公開型 GIS を実装できること。

3 選定スケジュール

項番	手続き	日程
1	募集の公告	令和8年（2026年）6月8日（月）
2	質問受付	公告の日から令和8年（2026年）6月18日（木）正午まで
3	質問回答	令和8年（2026年）6月25日（木）午後5時までに随時
4	参加意向申請期限	令和8年（2026年）6月30日（火）午後5時まで（必着）
5	1次審査書類提出書類の提出期限	令和8年（2026年）7月3日（金）午後5時まで（必着）
6	1次審査及び結果通知	令和8年（2026年）7月9日（木）
7	2次審査書類（提案書）の提出期限	令和8年（2026年）7月17日（金）午後5時まで（必着）
8	2次審査（提案審査）	令和8年（2026年）7月28日（火）
9	2次審査選考結果通知	令和8年（2026年）8月5日（水）
10	随意契約	令和8年（2026年）8月19日（水）

4 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

項目	内容
受付期間	公告の日から令和8年（2026年）6月18日（木）正午まで
提出方法	質問書（様式8）により、e-mailで送信し、送信後に受信確認の電話をすること。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
回答方法	令和8年（2026年）6月25日（木）午後5時までに、当市ホームページにおいて随時、回答を公開していくので、確認されたい。

5 応募手続き関係

（1）応募書類

応募に係る様式を飯山市ホームページ上に掲載する。提案者は、必要に応じてダウンロードをすること。

（2）提出方法

① 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）とする。

ア 送料は提案者の負担とする。

イ 飯山市（以下「市」という。）は、輸送中の破損、遅延等の責任を負わない。

② 提出後の書類の差替えは認めない。

（3）提出先

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

飯山市役所 事業戦略課 DX推進係 あて

（4）提出期限

【1次審査分】令和8年（2026年）7月3日（金）午後5時まで（必着）

【2次審査分】令和8年（2026年）7月17日（金）午後5時まで（必着）

（5）提出書類

- 【1次審査分】
- ① 参加申請書 (様式1)
 - ② 誓約書 (様式2)
 - ③ 会社概要 (様式3)
 - ④ 業務実績調書 (様式4)
 - ⑤ 業務実施体制 (様式5)
 - ⑥ 配置予定者の経歴調書 (様式6)
 - ⑦ 機能要件一覧表 (別紙1～3)
 - ⑧ ③から⑦の電子データ
- 【2次審査分】
- ⑨ 企画提案書表紙 (様式7)
 - ⑩ 企画提案書本文 (様式自由)
 - ⑪ 見積書 (様式9)
 - ⑫ ⑨から⑪の電子データ

提出書類の作成にあたっての注意事項				
共通事項		・言語は、人名、名詞、地名に指定がある場合を除き、日本語を標準とする。 ・用紙は JISA 4 判、A3 判用紙とする。 ・文字サイズは、10.5 ポイント以上とする。 ・電子データ形式は、PDF、Word、Excel で作成すること。		
項目		内容		
1 次 審 査 提 出 書 類	提出期限	令和8年（2026年）7月3日（金）午後5時まで（必着）		
	注意事項	・下記書類（⑧を除く）を A4 縦ファイル（フラットファイル等）で綴り、1 冊提出すること。 ・提出後の書類の差替えは認めない。		
	書類名称	項目	様式	部数
		① 参加申請書	様式1	1部
		② 誓約書	様式2	1部
		③ 会社概要	様式3	1部
		④ 業務実績調書	様式4	1部
		⑤ 業務実施体制	様式5	1部
		⑥ 配置予定者の経歴調書	様式6	1部
		⑦ 機能要件一覧表	別紙1～3	1部
		⑧ ③～⑦の電子データ（保存構成は任意）	CD-R	1枚
2 次 審 査 提 出 書 類	提出期限	令和8年（2026年）7月17日（金）午後5時まで（必着）		
	注意事項	・1次審査通過者は、下記書類（⑫を除く）を1部ずつ A4 縦ファイル（フラットファイル等）に綴り、15 冊提出すること。 ・提出後の書類の差替えは認めない。		
	書類名称	項目	様式	部数
		⑨ 企画提案書表紙（1部は押印）	様式7	15部

	⑩ 企画提案書	任意	15 部
	⑪ 見積書（1 部は押印）及び内訳書	様式 9	15 部
	⑫ ⑨～⑪の電子データ（保存構成は任意）	CD-R	1 枚

（６） 企画提案書作成要領

- ① 様式は自由、目次は枚数に含まない。提案書にはページ番号を付けること。
- ② 枚数は A4 判 20 ページ以内とすること。なお、A3 版を使用しても差支えないが、A4 判 2 ページ分とする。
- ③ 本文の文字フォントは 10.5 ポイント以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
- ④ 次の各テーマについて提案すること。
 - ア 業務実施方針
 - イ 業務実施体制
 - ウ 業務実施工程
 - エ システム構築内容、操作イメージ
 - ・公開型 GIS
 - ・統合型 GIS
 - ・現地調査 GIS
 - オ データ搭載
 - カ 操作研修
 - キ システム保守、運用支援
 - ク 情報セキュリティ対策
 - ケ その他独自提案

（７） 見積書作成要領

- ① 構築（令和 9 年（2027 年）3 月の実装期間を含む。）に要する費用（税込み）を明示すること。
- ② 令和 9 年度（2027 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 5 年間の運用に要する費用（税込み）を明示すること。
- ③ 費用算出にあたり見積条件がある場合、その内容を明示すること。
- ④ 運用にあたっては、毎年度、地番図及び道路台帳データの更新を予定しているため、当該更新に係る費用については、システム保守及び運用費用に含めて計上すること。
- ⑤ 見積書の様式は、（様式 9）を用いること。

（８） 辞退

2 次審査を辞退する場合は、令和 8 年（2026 年）7 月 17 日（金）正午（必着）までに、「参加辞退届出書（様式 10）」を電話連絡後に e-mail により提出すること。

6 審査・選定

（１） 1 次審査（書類審査）

- ① 担当課において提出された書類を用いて別紙「審査基準」に基づき審査を行い、上位 5 者を選定する。なお、応募が 5 者以下の場合でも審査を行うが、すべての提案者を 2 次審査の対象とする。

- ② 提案者が1者の場合、書類審査の結果、事業を適切に実施できると判断されたとき、本プロポーザルを実施する。

(2) 2次審査（提案審査・プレゼンテーション）

- ① 1次審査通過者を対象に、審査委員会にて、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。
- ② 別紙「審査基準」に基づき評価し、1次審査の結果とあわせた合計点で順位を定める。なお、業務の品質及び技術力確保のため、合計点が360点以上の事業者を評価対象とする。
- ③ 合計点が360点以上で、もっとも高い事業者を本業務の最優秀者とする。2番目に合計点の高い事業者を次点者とする。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき、ヒアリングを含め50分を予定している。

（以下内訳）

ア 準備時間	5 分
イ プレゼンテーション（企画提案書、デモンストレーション）	40 分
ウ ヒアリング	10 分
エ 片付け・退出	5 分

- ⑤ 説明者は5名以内とし、資料は2次審査で提出された企画提案書類を用いるものとする。なお、スクリーンを使用しプレゼンテーションを行う場合は、見やすく再構成したものも可とする。ただし、提案内容の改編は認めない。
- ⑥ 統合型GISのデモンストレーションは、市が準備するパソコン（LGWAN 接続端末）を使用したデモンストレーションを含めて実施すること。デモンストレーションの内容は以下のものを含むものとする。

ア 基本操作（拡大縮小・移動・レイヤの表示切替）
イ 検索（キーワード検索、地番検索、住所検索）
ウ 印刷
エ アドレスマッチング※
オ 位置情報写真の取り込み
カ レイヤの作成・属性情報の権限設定
キ その他、有効な分析手法の提案（任意）
ク 独自提案機能

※提案者側で100件の住民情報データ（氏名、住所、性別、生年月日）を用意すること。この場合において、住民情報データの住所は、全角や半角などの異なる表現を混在させること。

- ⑦ 公開型GISのデモンストレーションの内容は以下のものを含むものとする。

ア 基本操作（検索、閲覧、属性参照）
イ 印刷（任意地点・任意情報の印刷フロー）
ウ 統合型GISからの公開手順（データ連携）

- ⑧ 現地調査GISのデモンストレーションの内容は以下のものを含むものとする。

ア 基本操作（ログイン、地図表示、現在地取得）
イ 現地調査データの登録（位置情報の取得、写真撮影及び属性情報の入力）
ウ 登録データの確認及び編集

エ 統合型 GIS とのデータ連携

- ⑨ デモンストレーション用パソコン（LGWAN 接続）、プロジェクター（HDMI 接続可）、電源、スクリーン及び延長コードは市で用意する。デモンストレーション以外で必要となるパソコンその他の機器が必要な場合は、各自用意すること。
- ⑩ デモンストレーション用パソコンによる動作確認等を行う場合は、事前に申し出ること（電話又は e-mail による）。日時等については、市から別途通知する。
- ⑪ デモンストレーションの評価は、別紙「審査基準」に基づき、操作性、機能性及び実用性の観点から総合的に評価する。

（３） 審査結果

① １次審査

１次審査の結果については、e-mail にて速やかに参加者すべてに通知する。この時、１次審査通過者へ２次審査の開催日時等を併せて通知する。なお、２次審査の発表順は、１次審査書類の提出順とする。

② ２次審査

２次審査の結果については、e-mail にて速やかに２次審査参加者すべてに通知するとともに、飯山市ホームページにおいて公表する。

（４） 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ③ 参加資格の要件を満たしていない場合
- ④ 見積価格が提案上限を超えた場合
- ⑤ １次審査書類提出期限後に飯山市の規程に基づく指名停止の措置を受けた場合
- ⑥ その他、審査委員会が適当でないと判断した場合

７ 業務委託契約

- （１） 地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づき、審査結果による最優秀者を当該業務の随意契約候補者とする。
- （２） 予定価格は最優秀者から提案された見積書を参考に定めるものとする。
- （３） 最優秀者と契約が成立しない場合は次点の候補者を当該業務の契約候補者とする。
- （４） 当該業務の契約候補者の提案について、一部内容の変更を求める場合がある。
- （５） 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。
 - ① 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
 - ② 契約締結時までに候補者が欠格の要件に該当していることが判明したとき
 - ③ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - ④ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

(6) 契約にあたっては飯山市財務規則に基づくものとする。

8 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルへの参加報酬及び賞金はない。
- (4) 各種締切日以降の問い合わせ、書類の追加及び修正には応じない。
- (5) 公募の日から審査結果発表までの間は、プロポーザルに必要な場合を除き、職員はじめ関係者との接触を禁止する。
- (6) 審査の経緯及び結果についての質疑、苦情及び異議申し立ては一切受け付けない。
- (7) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合、提案者の責任において事前に第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、飯山市情報公開条例（平成 28 年条例第 7 号）に基づき提出書類の公開について判断を行う。

9 問い合わせ先

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1
飯山市役所 事業戦略課 DX 推進係
電話 : 0269-67-0724
FAX : 0269-62-5990
e-mail : senryaku@city.iiyama.nagano.jp